

資格の更新について

I. 更新の有効期限

- 1 更新の有効期限は5年とする。
- 2 75歳以上の主幹総合交通心理士、主任交通心理士、交通心理士については、更新手続き及び更新料を免除する（基準は4月1日とする）。
- 3 有効期限の起算日は取得の翌年度4月1日とする。

II. 更新の条件

下記の各号のいずれにも該当すること。

- (1) 日本交通心理学会および日本交通心理士会の会費を滞納していないこと。
- (2) 交通心理士にふさわしくない行為のないこと。
- (3) 5年間で日本交通心理士会大会または日本交通心理学会大会若しくは地区別研究会に3回以上参加していること（やむを得ない事情のある場合は審査時に考慮する）。
- (4) 過去5年間における活動実績を所定の報告書により提出していること。

III. 更新料

更新料は、下記のとおりとする。

主幹総合交通心理士	1万円
主任交通心理士	7千円
交通心理士	5千円

IV. 本細則の改正

本細則の改正は、本学会資格認定委員会の議を経て、本学会運営委員会で行う。

(平成25年4月1日 施行)

(平成26年11月14日 改正)

(令和3年3月20日 改正)